住所　埼玉県川口市朝日１丁目16番18―704号
　李勇人　昭和63年８月５日生
住所　埼玉県川口市上青木４丁目11番９―609号
　姜姶喜　昭和49年８月30日生
　趙璃桜　平成14年10月５日生
住所　埼玉県越谷市登戸町26番３号
　ムハッマド・イリアス　昭和61年１月13日生
住所　千葉県船橋市金杉台２丁目２番10―503号
　玄紅蘭　昭和58年３月11日生
住所　千葉県習志野市谷津１丁目18番32号
　権優香　昭和63年10月19日生
住所　千葉県船橋市山手１丁目１番３―103号
　呉孝子　昭和34年９月25日生
住所　東京都西東京市新町４丁目２番13号
　孫亜由美　平成元年12月24日生
住所　京都市山科区大宅御供田町97番地６
　全光治　昭和40年８月31日生
住所　京都市伏見区深草西浦町７丁目８番地
　文順子　昭和24年７月22日生
住所　京都市右京区西院清水町31番地
　白道一　昭和３年２月26日生
住所　京都市左京区上高野深田町10番地
　申相一郎　昭和57年２月25日生
住所　京都市南区東九条南松ノ木町41番地２
　許成道　昭和53年７月11日生
住所　京都市右京区嵯峨野秋街道町13番地13
　鄭恵理　昭和60年８月27日生
　鄭栞奈　平成24年12月28日生
住所　京都府宇治市小倉町天王30番地10
　玄亜以子　平成３年３月31日生
住所　大阪市中央区瓦屋町１丁目８番18―609号
　金周弥　平成３年７月27日生
住所　名古屋市西区則武新町３丁目１番76号
　崔慶洙　昭和54年10月25日生
住所　名古屋市守山区鳥羽見１丁目４番19号
　金瑛球　昭和22年12月15日生
　朴アヤ子　昭和24年12月23日生
　金優一　昭和53年３月16日生
住所　名古屋市港区錦町12番17号
　孫清志　昭和30年３月17日生
住所　名古屋市西区浅間２丁目６番８号
　姜泉　昭和55年12月17日生
住所　愛知県豊川市篠束町郷中63番地26
　朴龍之　昭和38年５月５日生
　李由美子　昭和38年２月22日生
　朴龍之介　平成７年１月27日生
　朴冴子　平成８年４月28日生
　朴影虎　平成13年11月22日生
住所　東京都荒川区東日暮里３丁目12番７号
　文貞心　昭和38年６月８日生
　徐チョンハ　平成２年11月28日生
　徐静愛　平成５年５月31日生
住所　東京都台東区清川１丁目７番４―501号
　ジェリロ・バウティスタ・イケノヤ　平成２年11月９日生
住所　東京都豊島区東池袋５丁目23番10号
　李幹熙　昭和47年12月８日生
住所　東京都新宿区大久保２丁目１番９号
　高貞子　昭和30年１月８日生
　李昇賢　昭和54年10月12日生
住所　東京都新宿区大久保２丁目１番９号
　李美沙　昭和53年４月３日生
住所　東京都三鷹市上連雀５丁目27番23号
　ホン・ピサイ　昭和56年９月６日生
住所　群馬県伊勢崎市若葉町10番10号
　金綾香　昭和61年11月13日生
住所　滋賀県大津市穴太３丁目３番15号
　金福烈　昭和26年10月９日生
　張淑子　昭和33年５月23日生
　金衣里子　昭和59年６月27日生
　金基顕　昭和61年10月１日生
住所　滋賀県大津市真野１丁目35番１―303号
　金理江　昭和53年２月27日生
住所　滋賀県彦根市日夏町3729番地36
　金鶴松　昭和36年５月14日生
　李淳子　昭和36年１月30日生
　金美伶　平成元年11月17日生
　金慶洋　平成４年４月９日生
　金里穂　平成５年９月１日生
住所　滋賀県彦根市小泉町260番地28
　秦美也子　昭和50年４月３日生

○法務省告示第四百七十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月四日

法務大臣　上川　陽子

第二号ハの表に次のように加える。

ケーズ興業有限会社	茨城県稲敷市月出里百四十三番地の四	建築大工
株式会社晃栄工務店	千葉県野田市桐ケ作三番地一	建築大工
株式会社サンクレテック	千葉県袖ケ浦市南袖四十五番地	建築大工
富沢建設株式会社	東京都東大和市奈良橋五丁目八百十四番地の二	建築大工
有限会社アスカ工業	四岡山県岡山市中区藤原西町一丁目三番十三号	建築大工
株式会社富士建	十香八川県丸亀市飯山町東坂元三千六百三番地二	防水施工
新宅建設	一福岡県福岡市早良区田隈一一二十九一	建築大工
株式会社江口建設	七福岡県糸島市志摩馬場千百十八番地の	建築大工

○法務省告示第四百七十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年三月十五日法務省告示第百十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月四日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表株式会社郡協鉄筋工業の項から株式会社ｎｏｎａｋａの項までを削り、同表ＪＦＥエンジニアリング株式会社の項中「東京都千代田区大手町二丁目六番二号」を「東京都千代田区丸の内二丁目八番二号」に改め、同表野原産業株式会社の項、株式会社建装社の項、矢島鉄筋工業株式会社の項から株式会社川崎組の項までを削り、同表丁ＥＣ株式会社の項中「広島県呉市本通五丁目十二番十七号」を「広島県広島市南区宇品御幸五丁目十六番十一号エクセルマンション宇品二百二号」に改め、同表斉藤興業株式会社の項から株式会社ナガセの項までを削り、同表に次のように加える。

株式会社稲田組	北海道札幌市豊平区月寒中央通三丁目一番十号	とび
有限会社金成工務店	宮城県栗原市栗駒猿飛来上戸前十九番地	型枠施工
株式会社江村工務店	宮城県大崎市田尻大沢字百々一五十七番地の六	型枠施工
新菱鋼業株式会社	埼玉県三郷市半田四百六十番地	鉄筋施工
君塚鉄筋株式会社	千葉県千葉市若葉区加曽利町三百三十四番地の三	鉄筋施工
高千穂鉄筋株式会社	千葉県船橋市前原西七丁目八番三号	鉄筋施工
株式会社吉川組	東京都世田谷区桜新町二丁目三十一番五号	とび
株式会社横内工業	東京都江戸川区南篠崎町四丁目十五番五号	鉄筋施工
橋爪建設株式会社	神奈川県横浜市港南区上永谷三丁目二番二十八号	とび

第三号中「平成二十三年三月十五日」を「平成二十六年十一月四日」に改める。